

令和8年度 第77回 全国労働衛生週間

ひとりひとりが貴重な人材
心も体も健やかに みんな生き生き健康職場

愛知 Aichi Labour Bureau 労働局 & 労働基準監督署

 あいち安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSEはひとつにできる。

「安全経営あいち®」及び「あいち安全経営本舗®」の名称・ロゴは、
愛知労働局の登録商標です。

安全経営あいち：名称（登録番号第6662349号）、ロゴ（登録番号第6662347号）
あいち安全経営本舗：名称（登録番号第6662350号）、ロゴ（登録番号第6662348号）

令和8年度 第77回 全国労働衛生週間

目 次

■ 第77回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって／愛知労働局長 久知良 俊二……………	3
■ 令和8年度 全国労働衛生週間実施要綱 ……………	4
■ 業務上疾病発生状況・定期健診有所見率統計 ……………	8
● 令和7年 業務上疾病発生状況（愛知局管内）……………	8
● 令和7年 工業中毒等災害発生状況（愛知局管内）……………	9
● 業務上疾病発生状況の推移（全国・愛知局管内）……………	9
● 傷病別業務上疾病発生状況の推移（愛知局管内）……………	10
● 令和7年 災害性腰痛発生状況：業種別（愛知局管内）……………	10
● 定期健康診断有所見率の推移（全国・愛知局管内）……………	11
● 検査項目別有所見率の推移（愛知局管内）……………	11
■ 安全衛生に関するトピックスのご案内……………	12
● 職場における熱中症対策が強化されました……………	12
● 一般健康診断の検査項目が改正されました……………	12
● 職場におけるメンタルヘルス対策に取り組みましょう……………	13
● 産業医の辞任時等の報告が義務付けられました……………	13
● 職場における腰痛予防対策に取り組みましょう……………	13
● 「治療と就業の両立支援指針」が定められました……………	14
● 石綿ばく露防止対策を徹底しましょう……………	14
● エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務が追加されました……………	15
● 新たな化学物質管理について……………	15
■ 愛知労働局の推進する取組……………	16
● 安全経営あいち®／安全経営あいち賛同事業場制度……………	16
● 労働者の心身の健康確保のための総合的対策……………	17
● リスクアセスメント出前講座……………	17
■ 産業保健ラウンドテーブル Vol.3／産業保健フォーラム in あいち 2026 のご案内	18
■ 安全経営あいち推進大会 Season2 Episode2 のご案内……………	19
■ 愛知産業保健総合支援センターのご案内……………	19

第 77 回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 久知良 俊二

全国労働衛生週間は、昭和 25 年から毎年実施され今年で 77 回を迎えます。本年度は、

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

をスローガンに掲げ、9 月 1 日から 30 日までを準備期間として、10 月 1 日から 7 日まで、全国一斉に実施されます。

労働衛生に関わる皆様方のご努力により、職場の衛生管理水準は着実に向上していますが、今なお多くの業務上疾病が発生しています。新型コロナウイルス感染症を除いた令和 7 年の愛知県内における休業 4 日以上業務上疾病の件数は、前年の 532 件から 16.4%増加し 619 件となっており、その内、最も割合が高いのは災害性腰痛の 356 件であり対前年比で 43 人増加、次いで熱中症は 119 件と、対前年比で 31 件増加しています。

また、令和 7 年度の長時間労働などを原因とする脳・心臓疾患や精神障害による労災認定件数は 99 件と増加傾向が続いています。

さらに、定期健康診断の有所見率は上昇傾向にあり、令和 7 年の有所見率は 56.3%と過去最高値で、労働者の半数を超える方が何らかの所見を抱えながら働かれている状況にあります。

このような状況の中、令和 7 年 6 月の省令改正により、熱中症による重篤化防止対策が義務化され、令和 8 年 3 月には、熱中症の予防を目的とした「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定されました。また、令和 10 年 4 月より、労働者数 50 人未満の事業場においてもストレスチェックが義務化されるほか、令和 8 年 4 月より治療と就業の両立支援の取組が努力義務化されております。さらに、化学物質による健康障害防止対策については、化学物質規制が自律的管理を基軸としたものに転換され、その履行確保のため令和 12 年 4 月より SDS の通知義務違反に罰則が設けられるなど、多岐にわたる改正が順次施行されています。

愛知労働局では、令和 5 年度より令和 9 年度までの 5 か年を計画期間とする第 14 次労働災害防止推進計画を策定し、「総合的な健康対策」を重点事項の一つとしているところです。

具体的には、労働安全衛生法令に基づく健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等の健康確保措置と、THP やメンタルヘルス指針等の健康保持増進措置とを相互連携した取組を推進するとともに、危険・有害性が確認されたすべての物質に対して、リスクアセスメントを中核とした自律的管理の推進を図っています。

事業場の皆様におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、現在行われている労働衛生管理、取組等を再確認していただき、多様化する労働衛生上の課題に取り組むための機会としていただけますようお願いします。

令和8年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第77回を迎える。

この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況を見ると、高齢化の進行等の就業構造の変化により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けており、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加しているほか、女性の就業率の上昇とともに、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。加えて、過労死等の労災支給決定件数は年々増加傾向にあり、精神障害による労災支給決定件数が過去最多になるなど、過重労働による健康障害の防止対策、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策の推進が必要となっている。業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、気候変動、高齢化等を背景に熱中症や腰痛等の発生が増加している傾向にある。また、政府において、「攻めの予防医療」の推進のため、職域においても、労働者の健康の保持増進措置（安衛法第69条）の枠組を活用し、疾病の早期発見・早期治療の取組を進めるための検討も行われている。

さらに、令和6年度から全面施行されている化学物質の自律的管理の定着・推進に向けた取組を引き続き進めていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、あらゆる労働者が心身ともに健康に働き続けることができるよう、今年度は、「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、的確な労働衛生管理はもとより、女性の健康への対応、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等の総合的な推進を図ることとする。

2 スローガン

「ひとりひとりが貴重な人材

心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

3 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛社

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

- ア 重点事項

- (ア) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等を踏まえた労働者の健康の保持増進を図るための必要な措置に関する事項
 - a 労働者の健康保持増進のための体制の確立や計画の策定
 - b 適切な健康教育の実施
 - c がん検診、女性の健康課題の対応、口腔の健康の保持増進、眼科検診等の実施の推進等の健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発
- (イ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項
 - a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施
 - b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
 - c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用
 - d 「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル～事業者向け～」の活用
- (ウ) 労働施策総合推進法及び「治療と就業の両立支援

- 指針」に基づく治療と就業の両立支援対策の推進に関する事項
- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化、社内における両立支援体制の整備
 - d 個人情報保護のための適切な情報管理
 - e 両立支援に関する休暇・勤務制度等の整備
 - f 両立支援コーディネーター基礎研修の受講
 - g 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (エ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- a 事業者によるメンタルヘルス対策の表明
 - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - c 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進
 - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
 - e ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告を含む）の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
 - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
 - h 産業保健総合支援センターにおけるストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (オ) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
 - c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
 - d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- (カ)「職場における熱中症防止のためのガイドライン」等に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項
- a 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - b 湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - c 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施
 - d 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等の意見を踏まえた配慮の実施
 - e 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認
- (キ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
 - b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
 - c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
 - d 地域産業保健センター（長時間労働者及び高ストレス者に対する医師の面接指導等の産業保健サービスの）の活用
- (ク) 個人事業者等の安全衛生の確保に関する事項
- a 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進な措置の実施
 - b 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項
 - (a) 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
 - (b) 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進
 - c 安全衛生経費の確保等、個人事業者等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - d その他、個人事業者等が項目10（1）～10（2）オに掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮
- イ 化学物質による労働災害に関する事項
- (ア) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
 - b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施（業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）に基づく対策等の実施を含む）
 - c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - d 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - e 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底

- f 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- g リスクアセスメント対象物健康診断、特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料等の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底
- (イ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
 - a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の揭示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底
 - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
 - b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
 - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
 - (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
 - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
 - c 石綿にはく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にはく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
 - d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- ウ 労働衛生3管理の推進等
 - (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
 - a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実（総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者の選任及びその労働基準監督署への報告の徹底を含む）とその職務の明確化及び連携の強化
 - c 衛生委員会の毎月1回以上の開催と必要な事項の調査審議
 - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - e 現場管理者の職務権限の確立
 - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
 - (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
 - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 事務所や作業場における清潔保持
 - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
 - (ウ) 作業管理の推進に関する事項
 - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
 - (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）を契機とした健康管理の推進に関する事項
 - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
 - e 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発（事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく取組、がん検診、女性の健康課題の対応、口腔の健康の保持増進、眼科検診等の実施の推進等）
 - (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項
 - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

エ 作業内容や働き方に応じた事項

(ア) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項

- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
- b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- c 高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等の実施
- d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
- e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
- f 小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進
- g ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施
- h 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
 - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

(イ) テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
- b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

(ウ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項

(エ) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項

(オ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項

オ 作業環境の特性に応じた事項

(ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（9月1日～9月30日）を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) じん肺健康診断の着実な実施
 - (d) 離職後の健康管理の推進
 - (e) その他地域の実情に即した事項

b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

(イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

- a 工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大等
- b エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務
- c エックス線装置又はガンマ線照射装置に係る特別の教育
- d 医療機関における眼の水晶体等の被ばく低減対策

(ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音性難聴の防止をはじめとする騒音障害防止対策の徹底に関する事項

- a 騒音健康診断の実施
- b 聴覚保護具の使用
- c 騒音障害防止対策の管理者の選任

(エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項

(オ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項

- a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
- b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

(カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項

- a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

(キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

(ク) 東京電力福島第一発電所その他の施設の放射線業務における労働衛生対策の推進

- a 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- b 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」（平成24年8月10日付け基発0810第1号）に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

業務上疾病発生状況・定期健診有所見率統計

令和7年 業務上疾病発生状況（愛知局管内）

区分 \ 業務		製造業	建設業	貨物取扱業 運輸交通業	商業 金融・広告業	保健 衛生業	その他	合計
① 負傷に起因する疾病		80	19	56	95	100	61	411
	腰痛（内数）	71	13	45	84	95	48	356
物理的因子	② 有害光線による疾病						1	1
	③ 電離放射線による疾病							
	④ 異常気圧下における疾病							
	⑤ 異常温度条件による疾病	35	12	22	15	4	38	126
	熱中症（内数）	28	12	22	15	4	38	119
	⑥ 騒音による耳の疾病							
	⑦ ②～⑥以外の原因による疾病							
過度の負担	⑧ 重激業務による運動器疾病と内臓脱	1		1				2
	⑨ 負傷によらない業務上の腰痛	3		2	3	3		11
	⑩ 振動障害							
	⑪ 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	7		3	3			13
	⑫ ⑧～⑪以外の原因による疾病	1			1	1	2	5
⑬	酸素欠乏症							
⑭	化学物質による疾病（がんを除く）	7	2		2		5	16
⑮	じん肺症・じん肺合併症（死亡を除く）							
⑯	病原体による疾病（新型コロナウイルス感染症を除く）				1	13		14
がん	⑰ 電離放射線によるがん							
	⑱ 化学物質によるがん							
	⑲ ⑰⑱以外の原因によるがん							
⑳	過重な業務による脳血管疾・心臓疾患等		(1) 1		(1) 1			(2) 2
㉑	強い心理的負荷を伴う業務による精神障害	2		2	5	5	2	16
㉒	その他の業務によることの明らかな疾病	1				1		2
合 計		137	(1) 34	86	(1) 126	127	109	(2) 619

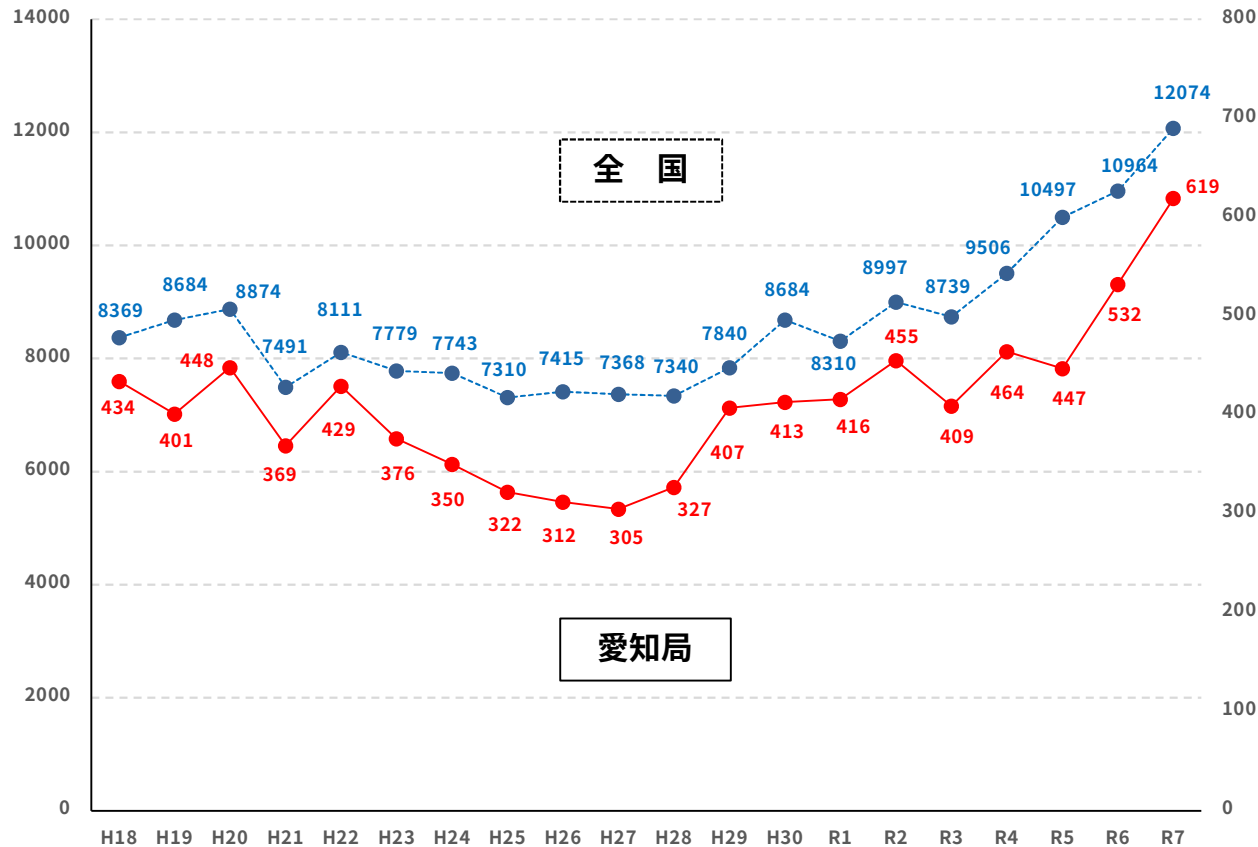
※ ()内は、死亡で内数

令和 7 年 工業中毒等災害発生状況（愛知局管内）

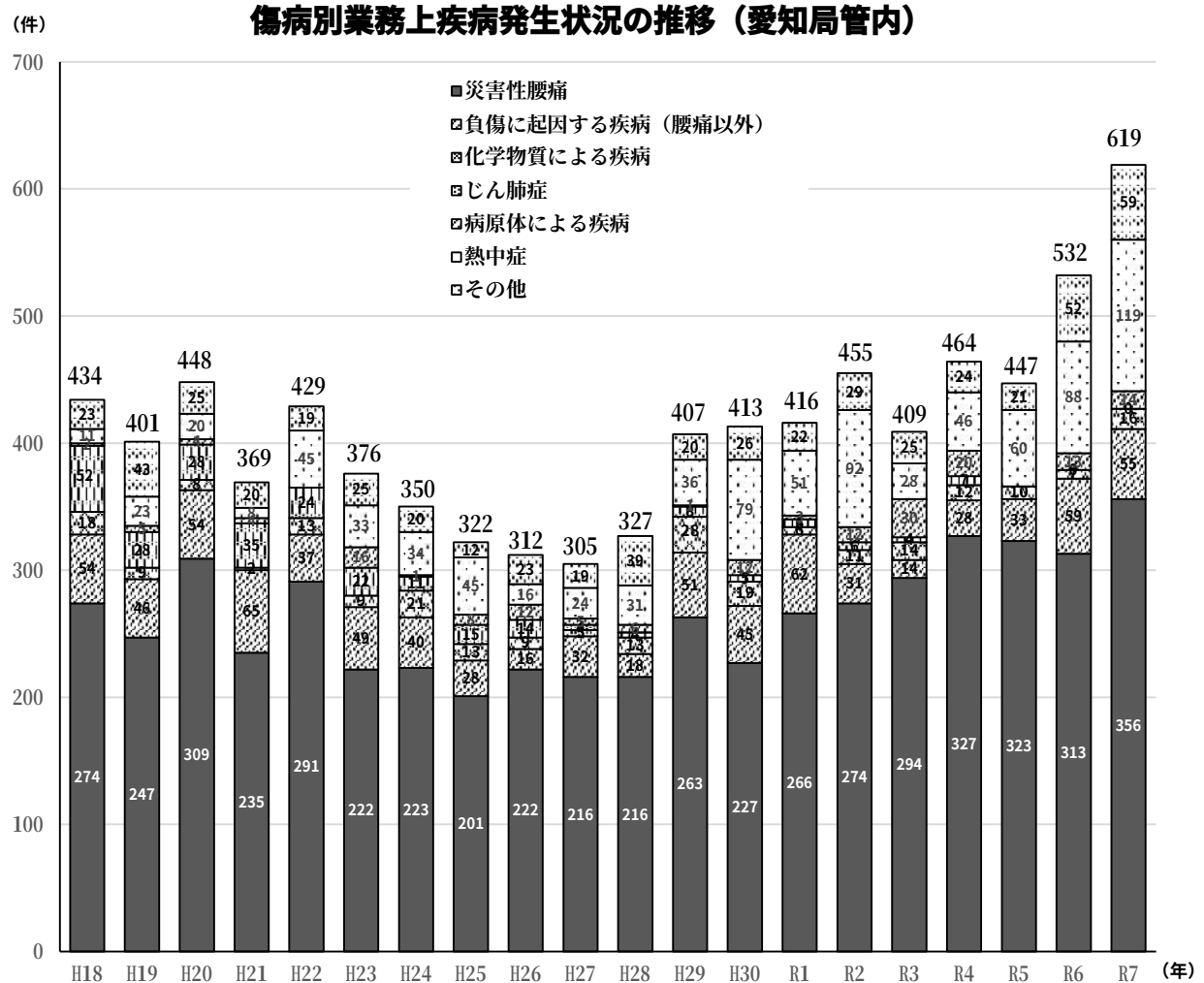
No	発生月	業 種	被 害	疾 病 名	災 害 の 概 要	原因物質等
1	2 月	自動車・同付属品製造業	休業 1 名	有機溶剤中毒	被災者は、災害発生当日、モールディング（自動車ドア部品）に下地材を塗布する作業をしていた。下地材には、キシレン、トルエン、エチルベンゼン等の有機溶剤（特別有機溶剤）が含有しており、それらにばく露したことにより、めまい、吐き気等の中毒症状を引き起こし、そのまま倒れたもの。	トルエン キシレン エチルベンゼン
2	4 月	橋梁建設工事業	休業 1 名	一酸化炭素中毒	線路高架下の倉庫内において、コンクリート壁の撤去作業を行っていた際に、手元作業を行っていた被災者が、体調不良を申し出たため、元方事業者の担当者が病院に搬送したところ、一酸化炭素中毒と診断されたもの。 なお、コンクリート壁の撤去作業に伴う一部装置の電源として内燃機関を有する発電機を使用していたが、同発電機は屋外に設置されていた。	一酸化炭素
3	9 月	その他の接客娯楽業	休業 1 名	一酸化炭素中毒	被災者が、同僚からのガス臭がするとの発言を受け、冷温水機が設置されている屋上に行った後、体調不良を訴え、早退して帰宅。 帰宅後、自宅近くの病院で受診したところ、一酸化炭素中毒と診断された。	一酸化炭素
4	12 月	その他の建築工事業 その他の建設業	休業 5 名 不休 2 名	一酸化炭素中毒	歩道橋の塗替・修繕工事。災害発生当日は歩道橋の既存塗装の剥離作業を実施していた。歩道橋の周囲に吊り足場を設置し、防音シートで覆った状態で、歩道橋の手すりの塗装を剥がすため、剥離剤を塗り、ふやけた状態にした後、グラインダーで剥離作業を行っていた。吊足場の養生板張り内に持ち込んでいた発電機にグラインダーをつないで使用していたところ、作業員が体調不良を訴え、7 名が救急搬送され一酸化炭素中毒と診断された。	一酸化炭素

※本表の「休業」は、1 日以上の休業を伴う災害で、他の統計値に使用する休業 4 日以上とは基準が異なります。

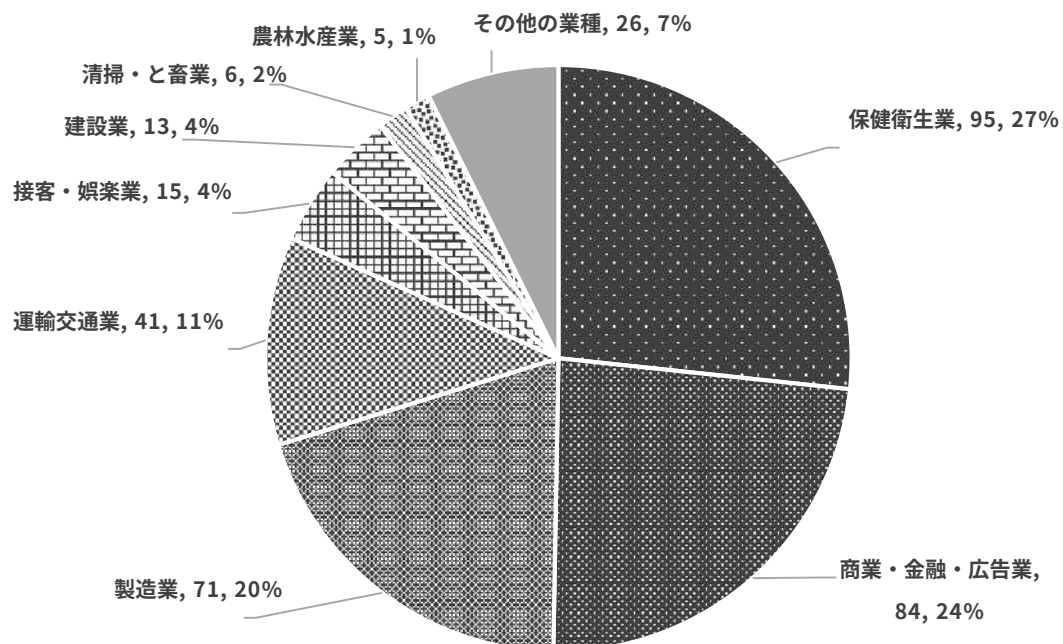
業務上疾病発生状況の推移（全国・愛知局管内）



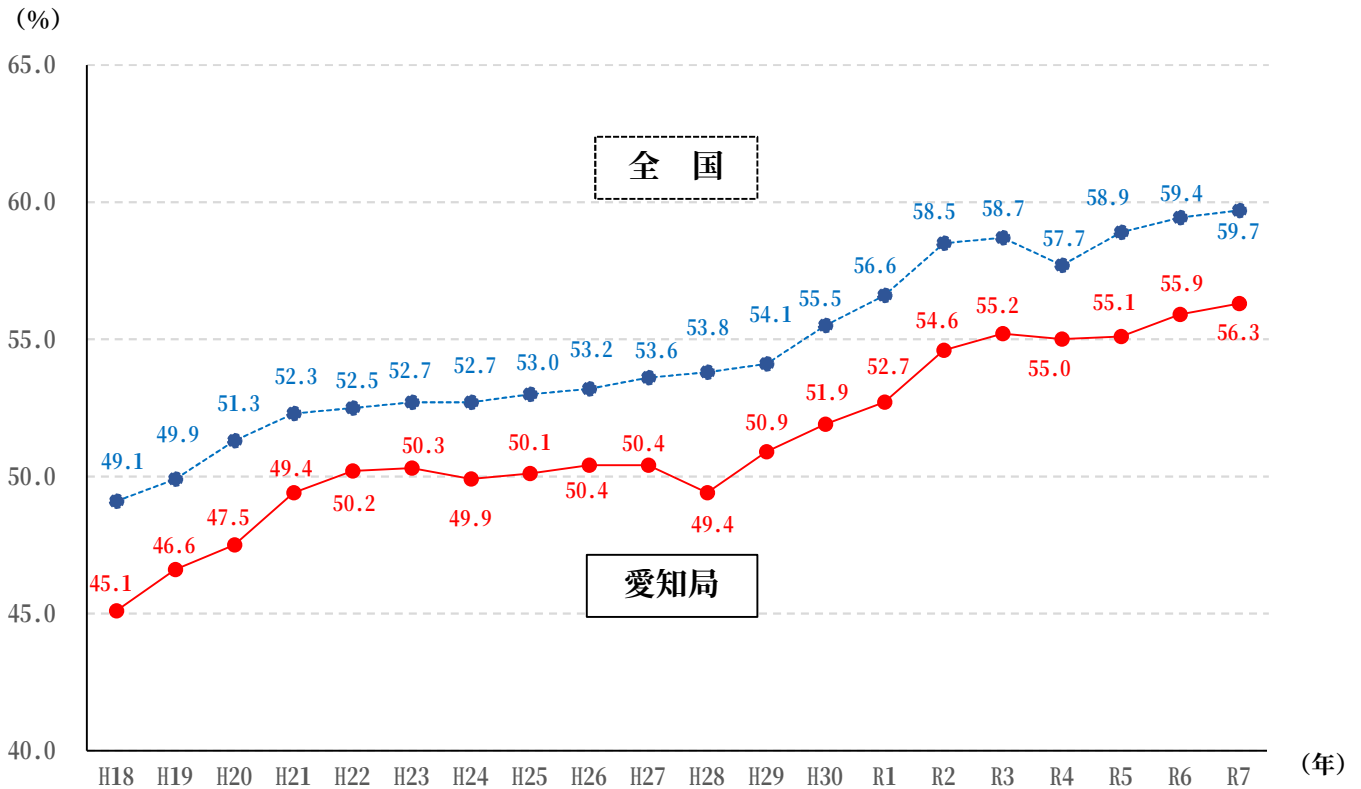
業務上疾病発生状況・定期健診有所見率統計



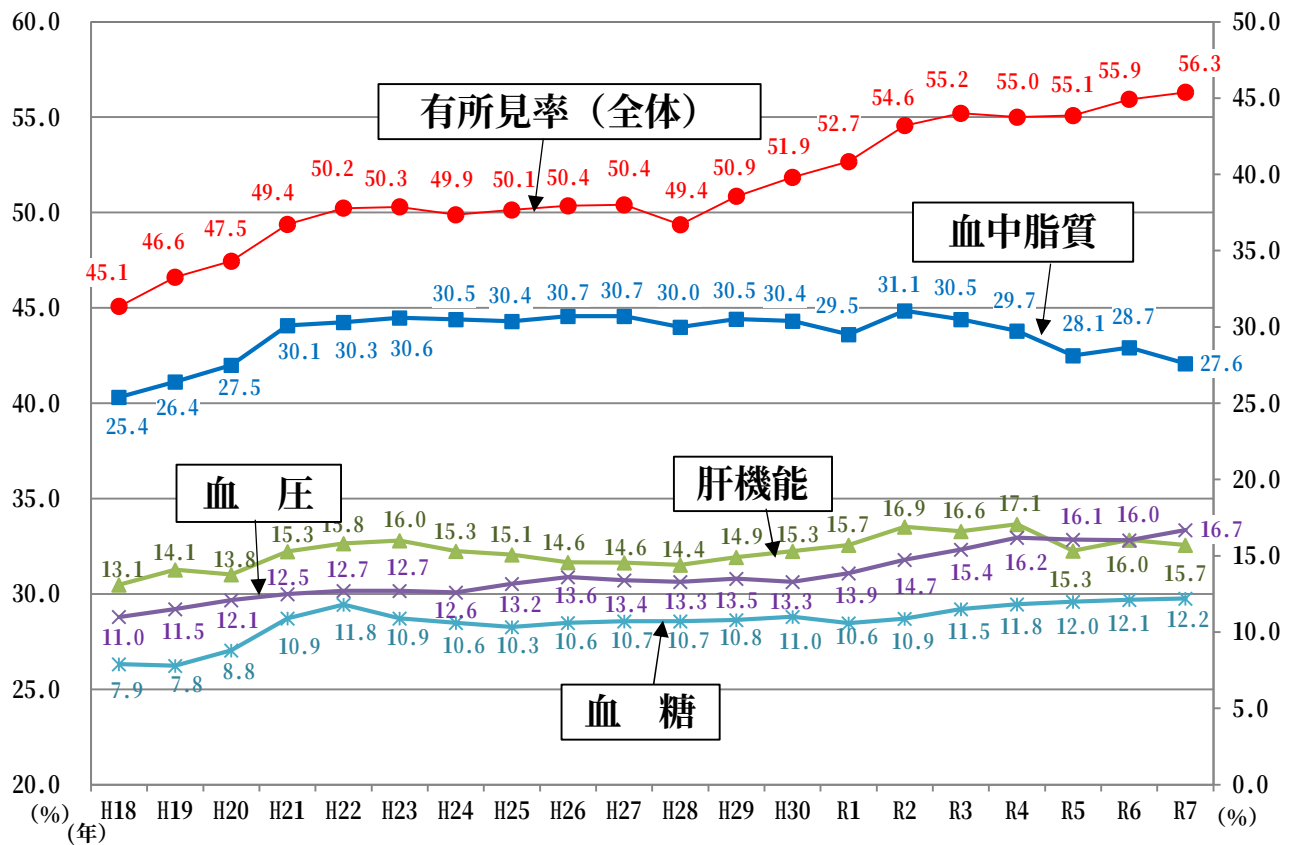
令和7年 災害性腰痛発生状況：業種別（愛知局管内）



定期健康診断有所見率の推移（全国・愛知局管内）



検査項目別有所見率の推移（愛知局管内）



職場における熱中症対策が強化されました（労働安全衛生規則が一部改正） （令和7年4月16日公布／令和7年6月1日施行）

- 熱中症による死亡・重篤災害防止のため、熱中症のおそれがある場合に、迅速な対応が可能となるよう、事業者に対して「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係労働者への周知」が義務付けられました。
- また、令和8年3月に、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定され、熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法が示されました。事業者はその業種・業態に応じて、適切に選択して取り組むことが重要です。

ガイドラインのポイント

◎ 事業者が実施する事項

1. 熱中症によるリスクを把握・評価すること
 - 熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性の特定
 - ①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服や保護具、④身体作業負荷の大きい作業
 - WBGT 値の把握
 - ※ 日本産業規格 JIS Z 8504 等に適合した WBGT 指数計で測定することが基本です。
 - 熱中症リスクの評価・検討
 - ・実測した WBGT 値の補正を行い、熱中症リスクを見積もる。
 - ・WBGT 値の低減等の熱中症予防対策を、事業場の実情を踏まえて検討する。
2. 熱中症リスクの評価結果に基づき、適切な対策を選択し実施すること
 - 各種管理者の選任や作業計画の策定等の労働衛生管理体制の確立
 - WBGT 値の低減や休憩場所の整備といった作業環境管理
 - 作業中の巡視や作業時間の短縮等の作業管理

等



ポータルサイト



ガイドラインリーフレット

- 厚生労働省の各種ページにて、詳細をお伝えしています。
 - ・ 職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
 - ・ 職場における熱中症防止のためのガイドライン https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71721.html

一般健康診断の検査項目が改正されました（労働安全衛生規則等が一部改正） （令和8年4月28日公布／令和9年4月1日施行）

- 労働安全衛生法で義務付けられている一般健康診断（うち、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断）について、検査項目等が改正されました。

改正の概要

1. 血清クレアチニン検査の追加

慢性腎臓病の検査を目的に、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断に、血清クレアチニン検査が追加されました。

※厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは40歳未満の者については省略することができます。

2. 喀痰検査の削除

定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断において義務付けられている喀痰検査が廃止されました。

3. 肝機能検査の酵素名の変更

肝機能検査の酵素名について、最新の国際臨床化学連合（IFCC）勧告に示される名称に変更されました。

（GOT⇒AST、GPT⇒ALT、γ-GTP⇒γ-GT 等）



- 厚生労働省のホームページにて、健康診断について各種情報をお伝えしています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/ankenisei02.html

安全衛生に関するトピックスのご案内

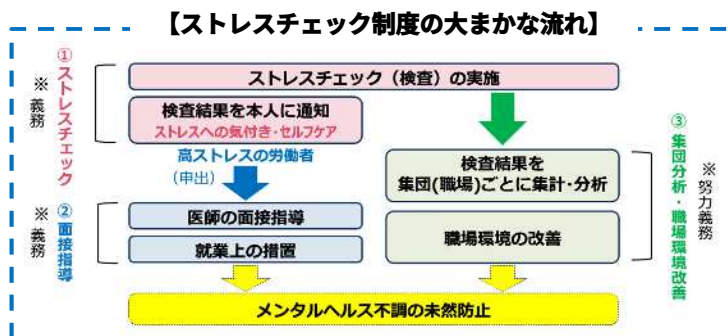
職場のメンタルヘルス対策が強化されます（労働安全衛生法等が一部改正） （令和7年5月14日公布／令和10年4月1日施行）



- 今まで努力義務とされていた労働者数 **50人未満**の事業場についても、ストレスチェックや、高ストレス者から申出があった場合の医師による面接指導が**義務付け**られます。（令和10年4月1日施行）
- また、ストレスチェック結果の集団分析（努力義務）に関しては、労働者のプライバシー保護等の観点から、**個人を特定できない方法**で実施する必要があります。（令和9年4月1日施行）
- 労働者数 **50人未満**の事業場におけるストレスチェックの円滑な実施のため、厚生労働省では「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」を作成しました。ご活用ください。

- 以下機関にて、相談対応や面接指導等のサービスを無料で提供しています。

- ◇ **産業保健総合支援センター**
利用対象者：事業場の産業保健関係者（産業医、保健師、看護師、衛生管理者等）や事業者
- ◇ **地域産業保健センター**
利用対象者：労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者



- 厚生労働省のホームページにて、詳細をお伝えしています。
 - ・ ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>
 - ・ ポータルサイト「こころの耳」 <https://kokoro.mhlw.go.jp/>



ホームページ



こころの耳

産業医の辞任時等の報告が義務付けられました（労働安全衛生規則が一部改正） （令和8年4月28日公布／令和8年8月1日施行）

- 労働者数50人以上の事業場では、労働安全衛生法に基づき、産業医を選任することが義務付けられています。
- 今般、労働安全衛生規則が改正され、産業医の選任時だけでなく**辞任、解任又は退任**があった場合にも、所轄労働基準監督署長へ、当該産業医の氏名及び辞任等の年月日等を遅滞なく報告することが新たに**義務付け**られました。



- 厚生労働省のホームページにて、産業医制度について詳細をお伝えしています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei02.html

職場における腰痛予防対策に取り組みましょう

- 災害性腰痛は、令和7年に愛知労働局管内で発生した業務上疾病の約6割を占めています。腰痛の発生要因には、動作要因、環境要因、個人的要因、心理・社会的要因があり、事業者は、これら多面的な要因を的確に把握し、各事業場の作業実態に即した対策を講じる必要があります。
- 「**職場における腰痛予防対策指針**」に基づき、労働衛生管理体制を整備した上で、3管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）及び労働衛生教育に総合的かつ継続的に取り組みましょう。
- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。



https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/newpage_00344.html

安全衛生に関するトピックスのご案内

「治療と就業の両立支援指針」が定められました（労働施策総合推進法が一部改正）
（令和7年6月11日公布（令和8年2月10日指針公示）／令和8年4月1日施行）



- 高齢者の就労の増加や医療技術の進歩といった背景から、病気を治療しながら仕事をする労働者は年々増加しています。こうした状況を踏まえ、労働施策総合推進法が改正され、職場における治療と就業の両立を支援する取組が、事業者の努力義務となりました。
- 相談窓口や社内制度の整備、対応手順の整理等、労働者本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境の整備や、必要な就業上の調整・配慮を行っていくことが重要です。
- 愛知産業保健総合支援センターでは、個別相談や事業場訪問支援等を無料で提供しています。



- 愛知労働局のホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ryouritsu_sien.html

◎ 団体経由産業保健活動推進助成金

中小企業や事業主団体等を通じて、治療と就業の両立支援を含む中小企業等の産業保健活動の支援を行う制度です。

詳細はこちら⇒ <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



石綿ばく露防止対策を徹底しましょう
（令和2年7月1日ほか公布 改正石綿障害予防規則等）

- 事業者には、解体・改修工事を行う際には石綿含有の有無について事前調査を行うことが義務付けられています。先般より改正石綿障害予防規則が順次施行されており、令和8年1月1日からは、建築物や船舶だけでなく**工作物の解体・改修工事を行う際も、事前調査は有資格者により行うこととなりました。事前調査に必要な資格は以下のとおりです。**

対象		事前調査の資格
建築物	建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）	・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
	一戸建ての住宅、共同住宅の住戸	一戸建て等石綿含有建材調査者
工作物	特定工作物のうち、炉設備、電気設備、配管設備、貯蔵設備等	工作物石綿事前調査者
	特定工作物のうち、建築物と一体となっている設備	・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
	特定工作物以外の工作物	
鋼製の船舶	—	・ 船舶石綿含有資材調査を行う者で、船舶石綿含有資材調査者講習を受講し修了考査に合格した者 ・ 上記と同等以上の知識を有すると認められる者

- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html



安全衛生に関するトピックスのご案内

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務が追加されました
(電離放射線障害防止規則等が一部改正 令和 7 年 10 月 29 日から順次施行)

- 電離放射線障害防止規則等が改正され、工業用の特定エックス線装置について自動警報装置および安全装置の設置が義務化等されるほか、特別教育の実施対象となる業務が拡大されています。改正点は以下のとおりです。

改正の概要

1. 工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務の拡大、安全装置の設置義務化、医療用の特定エックス線装置の操作室設置義務化等（令和 9 年 10 月 1 日施行）
 - ・ 工業用等の特定エックス線装置（主に波高値による定格管電 10kV 以上の装置）すべてについて、自動警報装置の設置が義務化されます。
 - ・ 工業用等の特定エックス線装置について、安全装置の設置が義務化されます。
 - ・ 医療用のエックス線装置について、医療法施行規則や獣医療法施行規則と同様の被ばく低減措置が、電離則においても義務づけられます。
2. エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務の見直し
 - ・ エックス線作業主任者およびガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務に、自動警報装置の異常時の措置、作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮が追加されました（令和 8 年 4 月 1 日施行）。
 - ・ 加えて、エックス線作業主任者の職務には、安全装置の有効保持のための点検と異常時の措置、安全装置を無効化する際の代替措置の確認も追加されます（令和 9 年 10 月 1 日施行）。
3. 特別教育の実施対象となる業務の拡大（令和 8 年 4 月 1 日施行）

特別教育の実施対象となる業務が、エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務全体に拡大されました。



- 厚生労働省のホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzeneisei29/0000186714_00002.html

https://jsite.mhlw.go.jp/aichiroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/enzen_eisei/chemical_management.html

新たな化学物質管理について（労働安全衛生法等が一部改正） (令和 4 年 5 月 31 日ほか公布／令和 4 年 5 月 31 日から順次施行)

- 労働安全衛生規則等の改正が行われ、化学物質管理の仕組みが、特化則、有機則等に基づく個別具体的な規制から、自律的な管理を基軸とする規制へ大きく転換されることとなりました。自律的な管理を行うためには、その基礎となるリスクアセスメントを適切に行うことが不可欠です。
- また、化学物質による健康障害防止対策の更なる推進のため、令和 7 年 5 月に労働安全衛生法が改正されました。改正のポイントは以下のとおりです。

① 化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保（R12.4.1 施行）

通知義務違反に対する罰則が新設されるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

② 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知（R8.4.1 施行）

SDS について、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合は、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学品名等での通知が認められることとなりました。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき応急の措置等については非開示とできません。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行わなければなりません。

③ 個人ばく露測定の精度担保（R8.10.1 施行）

個人ばく露測定の測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者（必要な講習を受講した作業環境測定士など）が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

- 厚生労働省ホームページにて、化学物質対策について詳細をお伝えしています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei03.html

https://jsite.mhlw.go.jp/aichiroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/enzen_eisei/chemical_management.html





詳細はこちら



- 経営者が持つべき視点として、いわゆる PQCDSME の7つがあり、これらはどれ一つも欠かすことはできず、逆にどれかひとつだけを重視することもできません。「安全」も、そのうちの一つに組み入れ、課題とすべきです。
- リスクアセスメントを通じて現場の実態を把握し、管理向上させることは、安全性の向上はもとより、生産性、品質、原価、納期、士気、環境を同時に向上させること、さらには企業価値をも向上させることに繋がります。
- 安全管理を経営課題ととらえ、生産性、品質、原価、納期、士気、環境と一体的に、戦略的に管理する経営手法、「安全経営」。
愛知労働局は、「安全経営」の推進を提唱します。



目的

- 「安全経営あいち」の普及促進に賛同いただける事業場に対し、「安全経営あいち」の名称、ロゴの無償使用権を許諾いたします。
- 「安全経営あいち」の名称、ロゴを使用することで、「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢とを、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。

賛同の要件

- 愛知県内の事業場であること。
- 「安全経営あいち」の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
※「協力」とはイベント等における事例発表や人員の派遣といった実務的な支援を求める趣旨ではなく、本制度に対する賛同や共感をいただくことを目的としたものです。
- 労働局・労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。

賛同の方法

- 申請書に事業場の代表者自らが署名し、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出いただきます。
- 審査の上、「安全経営あいち」賛同事業場として登録した事業場に対し、登録通知書及びロゴマークのデータ等を交付します。
- 承諾いただける場合には、事業場名等を愛知労働局ホームページで公開します。



総合的対策

詳細はこちら



- 労働安全衛生法令に基づく、健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェック等は、いずれも労働者の健康障害リスクが高まる要因を把握する機会であるといえます。「リスクを踏まえた健康確保措置」を適切に運用するためには、労働者ごとにこれらの結果情報を一元的に管理し、総合的な評価を行うべきです。しかし、実際には、それぞれが別個の措置として、情報がバラバラに取り扱われているケースが少なくありません。

- 「リスクを踏まえた健康確保措置」は、主に事業者の義務とされています。一方で、主に事業者の努力義務とされている THP 指針やメンタルヘルズ指針に基づく取組、災害性腰痛に対応するための腰痛予防対策指針に基づく取組など「健康保持増進措置」は、優先順位や関係性が正しく認識されていない例が散見されます。

- 治療と仕事の両立支援、テレワークの導入、副業・兼業の促進、高齢労働者対策など、多様で柔軟な働き方を認める取組みは、継続的な人材確保や生産性向上等を通じ、労働者全体の健康水準向上にも寄与するものと考えられます。しかし、その認識は十分普及しているとは言えません。

- 愛知労働局は、「リスクを踏まえた健康確保措置」と「健康保持増進措置」を総合的に推進し、労働者の心身の健康確保を目指す取組を提唱します。



～ リスクアセスメントを基礎から学びましょう

詳細はこちら



- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、依頼を受けて、複数の事業場の担当者が集まる場に出向き、リスクアセスメント等について説明する「リスクアセスメント出前講座」を行っています。（講師料不要）

1 出前講座を受けることのできる団体等

- (1) 講座を依頼する団体（以下「依頼団体」という。）が商工会、協同組合その他、事業者により構成される団体等であることが必要です。
- (2) リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、依頼団体の構成事業場が、リスクアセスメントの推進に前向きであることが必要です。
- (3) 依頼団体の事務局が愛知県内にあり、構成事業場に愛知県内の事業場が含まれていることが必要です。なお、構成事業場の所在地が局又は署の管轄範囲を超えていても差し支えありません。

2 お申込み

- 出前講座を希望される場合は、開催希望日の1か月前までに、団体事務局を管轄する労働基準監督署あて、所定の申込書及び受講事業場一覧表（予定）を提出してお申込みください。詳細は署担当者が調整致します。

異業種交流のご案内

産業保健 ラウンドテーブル Vol.3

詳細はこちら



日	時	2026 年 9 月 29 日（火）13：30～15：30
会	場	ウインクあいち 5 階 小ホール1（名古屋市中村区名駅 4 丁目 4-38）
参 加	費	無料（参加申込みが必要です。）
内 容		・意見・情報交換 ・フリータイム（産保センター、中部労災病院、労働局職員への相談も可能）
主 催		愛知労働基準協会、愛知健康安全交流会
共 催		あいち安全経営本舗

■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/sangyohoken_roundtable.html

産業保健 フォーラム in あいち 2026

詳細はこちら



日	時	2026 年 11 月 19 日（木） 13：30～15：30	
会	場	ウインクあいち 5 階 小ホール 2（名古屋市中村区名駅 4 丁目 4-38） ※別途、YouTube による WEB 配信も行います。	
参	加	費	無料（会場参加・WEB 参加どちらも申込みが必要です。）
内 容（ 予 定 ）		・ 特別講演 ①職場の健康課題を解決するための情報活用 ～見えないリスクを見える化するために～ ②ストレスチェックの結果、その後どうしていますか？ ～職場改善につなげるために考えたいこと～ ・ パネルディスカッション	
共	催	愛知労働局、愛知県、名古屋市、労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、愛知労働基準協会、愛知健康安全交流会	

■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/sangyohoken_forum2026_00001.html

安全経営あいち 推進大会 Season 2

Episode2 2026

詳細はこちら



日 時	2027 年 1 月 27 日 (水) 13 : 30 ~ 16 : 00
会 場	日本特殊陶業市民会館 フォレストホール (名古屋市中区金山一丁目 5 番 1 号)
参 加 費	無料
内 容	経営者が考える「安全」と「経営」 企業価値向上の礎である現場の実態把握に迫る ・事例研究、経営者による異業種対談
主 催 ・ 共 催	主催：愛知労働局 共催：(公社)愛知労働基準協会、建設業労働災害防止協会愛知県支部

■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/anzenkeiei_suishintaikai2025.html



愛知産業保健総合支援センター

産業保健等に関するご相談が無料で受けられます。



働く人の「こころ」と「からだ」の
健康管理について
相談できる窓口があります

さんぽ センター

相談聞く
ソウ〜!

さんぽセンター
公式キャラクター

相談聞く
ソウ〜!

最寄りの
さんぽセンター
を探す

動画で知ろう
さんぽセンター

リーフレットで見る
さんぽセンター



安全経営あいち[®]

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。